

ヘルプマーク導入・普及啓発事業（H30当初 1,600千円）

1. ヘルプマークとは

- ・義足や人工関節使用者、内部障害や難病、妊娠初期など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人等が着用することにより周囲に支援を必要としていることを知らせるマーク。
- ・平成24年度に東京都が作成し、H30年4月末時点で20都道府県が導入済（東京、京都、和歌山、徳島、青森、奈良、神奈川、滋賀、大阪、岐阜、栃木、広島、北海道、秋田、愛媛、島根、兵庫、鳥取、静岡、宮崎）。
- ・平成29年7月には案内用図記号を規定する国内規格（JIS）にヘルプマークが追加され、全国的に普及することが予想される。



【ヘルプマーク】

2. 導入の意義・効果

- ・障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例で規定している「合理的配慮の提供」には、本人等の意思表示が必要である一方、知的障害者や精神障害者など自ら伝えることが難しい人や周囲に病名等を言いたくない場合などもある。ヘルプマークは着用により要配慮者であるという意思表示ができるため、日常生活の中で、障害への理解や必要な配慮を受けやすくなる。
- ・また、障害は多種多様で、人によって現れ方も異なるが、着用という比較的簡便な手段により、個別の対応が可能になるとともに、障害や障害者への理解を啓発することができ、共生社会の実現につながるものである。
- ・さらに、災害や事故等の緊急時には、混乱する避難所等において、要配慮者の迅速な発見や対応が可能になるとともに、一般の住民も障害の種類や特性に応じた配慮や支援をすることができる。

3. 作成予定数 5,000個

4. 配付方法（予定）

- ①場所・時期 県障害福祉課、県厚生センター、市町村障害福祉担当課等で平成30年7月頃から配付
- ②配付要件 希望者に無償配付
- ③使い方



カバンなどにつけることも可能



裏面シールに必要な支援の記載も可能

5. 周知方法（予定）

- ・チラシ、ポスター等の作成・配布
- ・県ホームページ、広報紙等でのPR
- ・協力団体（企業、公的機関や公共交通機関等）への説明、市町村説明会の開催